

国立大学法人鳴門教育大学情報システム運用管理委員会規程

平成26年3月24日

規程第 48 号

改正 平成29年3月8日規程第29号

平成31年3月13日規程第18号

令和2年3月19日規程第26号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人鳴門教育大学情報システム運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の業務・システムの最適化及び本学情報システムの運用管理に関する事項を検討することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに係わるシステム（本学情報ネットワークに接続する機器を含む。）のうち、本学が所有若しくは管理するもの又は本学との契約等により提供されるものをいう。
- (2) C I O 国立大学法人鳴門教育大学情報化統括責任者等に関する規則（平成26年規則第 号。以下「C I O規則」という。）第2条第1項に規定する情報化統括責任者をいう。
- (3) C I O補佐 C I O規則第3条第1項に規定する情報化統括責任者補佐をいう。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) C I O
- (2) C I O補佐
- (3) 事務局長
- (4) 情報基盤センターの教員
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第5条 前条第5号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、C I Oをもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務・システム最適化に関する事項
- (2) 情報システムの基盤整備及び運用管理に関する事項

- (3) 情報セキュリティに関する事項
- (4) 情報基盤の利用に係る法令遵守, 情報倫理に関する事項
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(議事)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。